

「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元やお取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」に則り、自社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

（個別項目）

具体的には、賃金の引き上げについて社会情勢や経営環境の考慮に加え公平な能力評価を反映した適正な賃上げをしつつ、仕事と育児介護両立支援の充実や転勤制度改定など多様な人材が活躍できる環境整備及び制度拡充に取り組んでおります。教育訓練等については、階層別教育の充実や次世代経営者の育成を目指した選抜型キャリアアップ研修、自己啓発支援など従業員の成長支援にも一層努めてまいります。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。なお、パートナーシップ構築宣言の掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

・ パートナーシップ構築宣言のURL

【<https://www.biz-partnership.jp/declaration/116546-10-00-hiroshima.pdf>】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

3. その他のステークホルダーに関する取組

当社は、「社員が誇りと喜びを感じ、地域とお客様の生活に貢献し続ける」の経営理念のもと、当社店舗が社員を含めた人々の生活する地域で「街の核」となることを目指しています。その為に継続的にステークホルダーとの対話を実施し、お客様、地域の皆様のご要望を企業活動に活かすことで、地域の活性化に取り組んでまいります。

以上

公表日 令和7年11月25日

株式会社イズミ

代表取締役社長 町田 繁樹